

判決年月日	平成 2 4 年 9 月 1 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 4 年（ネ）第 1 0 0 2 2 号 第 1 0 0 3 3 号		

○ 原告書籍につき編集著作権を有するなど主張する原告（控訴人）が、韓国で製作され、被告ら（被控訴人ら）が日本で販売した韓国書籍について、①被告らは韓国の出版名義人と共謀して韓国書籍を製作・販売することにより著作権（複製権，翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権，同一性保持権）を侵害した，②被告らの販売は著作権法 1 1 3 条 1 項 2 号により侵害行為とみなされる，③被告らの販売は譲渡権を侵害するなど主張して，被告らに対し，著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償等を請求した本訴請求に関し，①，②を否定し，③の譲渡権侵害を認めた原判決が変更され，②のみなし侵害行為が認められた事例

（関連条文） 著作権法19条，20条，21条，26条の2，27条，28条，113条1項2号，113条の2，114条，民法709条

1 事案の概要

本件は，原告が，被告らに対し，著作権及び著作者人格権侵害の不法行為に基づく損害賠償の支払（又は不当利得返還）を求めた本訴請求と，被告らが，原告に対し，名誉・信用毀損に基づく謝罪広告の掲載と損害賠償の支払を求めた反訴請求からなる事案であり，上記の判決要旨は，本訴請求に関するものである。

原告を編著者として出版された原告書籍は，米国の国立公文書館等に所蔵された多数の北朝鮮関係資料を収録した部分（原告書籍収録文書）と，この資料の解説を原告が日本語で執筆した部分（原告書籍解説）からなる。これに対し，韓国で製作され，被告らが日本に輸入し，販売した韓国書籍についても，資料部分と韓国語による資料の解説部分からなり，このうち，資料部分に収録された文書とその配列が原告書籍収録文書と同じであること，解説部分の内容が原告書籍の解説部分と類似するものであることについては，当事者間に争いが無い。

本訴請求では，まず，①複製権侵害の前提として，原告書籍収録文書が編集著作物に該当するかどうか，②翻案権侵害に関して，韓国書籍の解説部分（韓国語）が原告書籍の解説部分（日本語）の翻案に該当するかどうか争われた。また，本件では，韓国書籍の出版名義人が「高麗書林」であるのに対し，被告の1名が「株式会社高麗書林」（被告会社）であって，名称が同様であること，被告会社の元代表者である被告Yと，韓国の「高麗書林」の経営者Bとは兄弟であることなどの事情があることから，③被告らが，韓国の出版名義人と共謀して韓国書籍を製作・販売することにより原告の著作権（複製権，翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権，同一性保持権）を侵害したか，④被告らは，著作権侵害の「情を知って」韓国書籍を輸入・販売したかどうか（著作権法113条1項2号のみなし侵害行為の成否），⑤被告らが韓国書籍を販売した行為は原告の譲渡権を侵害するかなどの点が争われた。

2 原判決

原判決は、①、②を肯定し、③、④は否定したが、⑤を肯定し、譲渡権侵害に基づく損害賠償として、30万円の支払を求める限度で本訴請求を認容した。

これに対し、原告が控訴を、被告らが附帯控訴をした。

3 本判決

本判決は、上記の争点①、②については原判決を支持し、③についても、原判決と同様に否定したが、以下で判示するとおり④を肯定し、著作権（複製権、翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権）のみなし侵害行為に基づく損害賠償として、合計363万3759円（内訳は、著作権侵害につき343万3759円、著作者人格権侵害につき20万円である。）の限度で本訴請求を認容することとし、原告の控訴に基づき、原判決を変更した。

「上記2(1)で認定した事実関係、特に、被告YとBとは兄弟であること、Bが創業した高麗図書貿易と被告会社との取引が長期にわたっていること、被告会社は、Bの営む韓国高麗書林による不二出版書籍無断複製本の発行に先立ち、これと近接した時期に不二出版書籍を購入していること、その後、被告会社が不二出版書籍無断複製本を韓国から輸入していることなどを総合すると、被告Y及び同被告が代表取締役であった被告会社は、遅くとも不二出版書籍無断複製本を輸入した時点で、それが不二出版書籍の著作権を侵害するものであること、すなわち、韓国高麗書林が、数年にわたり、複数の日本の書籍の著作権を侵害する無断複製本を発行し続けていることを認識していたものと認められる。これらの事実関係に加え、被告YとBとの関係が決裂したと被告らが主張する平成元年以降も、韓国高麗書林が不二出版書籍無断複製本のうち朝鮮軍概要史の表紙に被告会社と同一のロゴを使用し、また、被告会社が不二出版書籍無断複製本の輸入を継続し、同じく韓国高麗書林が発行する韓国書籍についても輸入・販売していることなどの諸事情を併せ考慮すると、被告Y及び同被告が代表取締役であった平成15年4月30日までの被告会社は、本件の韓国書籍についても不二出版書籍無断複製本と同様に、韓国高麗書林が著作者に無断で複製及び翻案したことを知り、当該著作者の著作権及び著作者人格権についても侵害する行為によって作成した物であることを認識した上で、これを輸入・販売していたと認めるのが相当である。さらに、被告Yが代表取締役を退任した平成15年4月30日より後の被告会社の行為についても、代表取締役が被告Yの子たるAであり続けたこと、そのAは平成8年11月27日（韓国書籍の輸入・販売よりも前である。）から平成15年4月30日までの間も被告Yと共に同社の代表取締役であったこと、代表取締役を退任した被告Y自身、その後も同社のいわゆる会長であり続けたことなどの事実を総合すると、平成15年4月30日までと同様に、韓国書籍について、韓国高麗書林が他人の著作権及び著作者人格権を侵害する行為によって作成した物であることを認識した上で、これを輸入・販売していたと認めるべきである。」